

都市計画変更案
「名古屋都市計画公園」の縦覧

問都市計画課 ☎(55)7126

▼縦覧／都市計画課窓口で1月18日(月)～2月1日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

▼その他／都市計画法第17条第2項の規定に基づき、市民および利害関係人の方は、意見を提出することができません。意見書は問い合わせ先へ。
※縦覧期間中必着

「海部医療圏在宅医療・
介護連携支援センター(あまさぼ)」
をご利用ください

問あまさぼ ☎(58)59809

医療や介護が必要になっても、可能な限り人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、限られた医療、介護資源を広域のかつ効率的に活用するために、海部医療圏7市町村(津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)が共同で運営しています。

▼業務内容／市民向けの在宅医療や介護のことなどを知っていただくための普及啓発や講演会などの開催、在宅医療・介護に関する相談を多職種と連携を図り対応しています。

▼場所／津島市役所 神守支所内

▼開設時間／午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

がんばる愛西プレミアム付商品券
の使用期限等について

問市商工会 ☎(24)6122

【がんばる愛西プレミアム付商品券の使用期限】
使用期限は、1月31日(日)まで

【取扱店舗の皆様へ】

換金期限は、2月15日(月)まで
ごちらもお忘れのないようお願いいたします。



給与支払報告書の提出は
2月1日(月)までに

問税務課 ☎(55)7123

給与の支払いをする方で給与所得から源泉徴収をする義務のある方は、給与の支払いを受ける者が1月1日現在に住んでいる市町村に給与支払報告書を提出することになっています。

令和2年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて市町村別に提出してください。年の途中で退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

「エルタックス」の利用を

市では、地方税ポータルシステム(エルタックス)での電子申告をご利用いただけるようになっていきます。
<https://www.eltax.ta.go.jp/>

納付額確認書を発送します

問国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について

保険年金課 ☎(55)7119

問介護保険料について

高齢福祉課 ☎(55)7116

令和2年中に納めていただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付額確認書を1月下旬に送付します。

この納付額確認書は、確定申告などの際に、社会保険料控除としてご使用いただくものです。
なお、老齢年金や退職年金など課税

年金から特別徴収(天引き)されている分は、市からは納付額確認書を送付しません。年金保険者(日本年金機構など)から「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

高額療養費の外来年間合算制度

問保険年金課 ☎(55)7119

▼内容／基準日に、高額療養費の自己負担限度額の区分が一般または非課税世帯に属する70歳以上の方で、計算期間に外来診療の自己負担額の合計が、年間上限を超える場合に、その超えた額を支給

▼計算期間／令和元年8月1日～令和2年7月31日

▼基準日／令和2年7月31日

▼年間上限額／14万4千円



【愛西市国民健康保険にご加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら申請してください。

【後期高齢者医療保険にご加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら申請してください。既に高額療養費振り込み口座を登録いただいている方は、申請の必要はありません。

▼必要書類／

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・自己負担額証明書(計算期間内で医療保険者に変更になった場合に必要)
- ・印鑑・振込先通帳
- ・通知カードまたは個人番号カードなど(個人番号確認のため)

▼申請場所／保険年金課または各支所

※基準日に、被用者保険(会社の保険など)や愛西市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方は、それぞれの医療保険者へお問い合わせください。